

令和 7 年度 豊田市市民活動 促進補助金募集要領

新たな事業へ
チャレンジ！

はじめての一步を
ふみだそう！

活動を
ステップアップ！



☆前年度から大幅に時期を変更しています。
★事前相談の申込が必要となりました。
事前申込みはこちらから行ってください。

○事前相談申込期間

令和 6 年 12 月 1 日 (日)
～令和 6 年 12 月 25 日 (木)

○申請期間

事前相談終了後
～令和 7 年 1 月 20 日 (月)



目次

(1) 制度の趣旨	P.1
(2) 対象団体	P.2
(3) 募集内容	P.2 – P.3
(4) 対象経費	P.3
(5) 補助対象期間	P.3
(6) 申請の手続き	P.4
(7) 審査項目及び審査基準	P.5
(8) 令和 7 年度市民活動促進補助金の流れ	P.6
(9) Q & A	P.7
(10) 特定非営利活動促進法に掲げる分野の市民活動一覧表	P.8

(1) 制度の趣旨

市民活動（※）は、社会に向けた公益的な活動（社会貢献活動）であり、豊田市が「市民と行政の共働によるまちづくり」を目指すうえで、まちづくりの大きな力となります。

こうした市民活動がさらに活発になるため、市民活動団体に対し、団体活動の自立及び活性化、市民活動の拡充、市民活動に対する市民理解の増進を図るための取り組みや事業に補助金を交付します。

※「市民活動」とは、営利を目的とせず、市民が自主的に行う公益的な活動であって、その活動が次のいずれにも該当しないものをいう。（豊田市市民活動促進条例第 2 条より）

- ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
- イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを目的とする活動
- ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- エ 公共の利益を害する行為をする恐れのあるものの活動

(2) 対象団体（申請できる団体の条件）

次に掲げる要件の全てに該当すること。

- (1) 豊田市内で特定非営利活動促進法に掲げる分野（8 ページ参照）に関する市民活動を行っている、その形態は、任意団体、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人も含む）、一般社団法人及び公益社団法人。ただし共益活動のみを行う団体は除く。
- (2) 会員 5 名以上で構成されている団体
- (3) 政治活動、宗教活動を目的としていない団体
- (4) 暴力団でない団体、暴力団員が役員となっていない団体かつ暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない団体
- (5) その他、対象部門ごとに定めた要件
- (6) とよた市民活動センターが取り決めた事前相談を行った団体
- (7) とよた市民活動センターとメールで連絡のとれる団体

(3) 募集内容

豊田市市民活動促進補助金には「はじめの一步部門」「活動継続」「新規事業チャレンジ部門」の 3 つの部門があります。

①はじめの一步部門（立上期）

目的	立上期における市民活動の 自立を図るため
設立年数	5 年未満（申請時点で）
補助期間	2 か年（1 団体 1 回限り）※ 1 年ごとの申請が必要
限度額等	1 年目：10 万円以内（補助率：10／10） 2 年目：5 万円以内（補助率：10／10）

②活動継続部門（継続期）

目的	市民活動の 継続と活性化、団体の自立強化、市民理解の増進を図るため
設立年数	規定なし
補助期間	2 か年（1 団体 1 回限り）※ 1 年ごとの申請が必要
限度額等	1 年目：20 万円以内（補助率：2／3） 2 年目：10 万円以内（補助率：1／3）

③新規事業チャレンジ部門（発展期）

目的	新しい課題に対する取組みを支援するため
設立年数	規定なし
補助期間	3 か年 または 2 か年（同一事業 1 回限り）※ 1 年ごとの申請が必要
限度額等	3 か年の場合全体で 60 万円以内、2 か年の場合 40 万円以内（補助率：2／3）

(留意事項)

- ・ 同一年度に複数部門の申請はできません。
- ・ 補助期間終了後 1 年を経過しなければ他部門への申請はできません。
- ・ 補助金額は、千円未満の端数を切捨てします。
- ・ **他補助制度との併用申請は、経費を区分してください。**重複補助はできません。補助金によっては、併用申請自体を認めていないものもありますので申請補助金の制度を確認のうえ、申請を検討ください。
- ・ 当該補助金に係る令和 7 年度予算の成立は令和 7 年 3 月議会となりますことを承知おきください。

(4) 対象経費

補助対象となる主な経費	
人件費	給料・賃金 等
報償費	講座、講演会等における講師への謝礼 等
旅費・交通費	活動及び研修に参加する際の交通費、宿泊費 等
消耗品費	コピー代、事務用品（用紙・インク・文具等）、材料費 等
燃料費	ガソリン代 等
印刷製本費	チラシ、ポスター、リーフレット等の印刷 冊子作成のための製本費 等
通信運搬費	通信費（電話代、切手代、郵送代）
保険料	ボランティア保険、レクリエーション保険 等
使用料	会場使用料（交流館等）、物品等のレンタル料 等
備品購入費	備品購入 ※税込 20,000 円／個 以上の物品
負担金	研修参加費、受講料 等
その他	上記、各費目以外に必要な経費

※食糧費は対象となりません。

(5) 補助対象期間

令和 7 年 4 月 1 日（火） ～ 令和 8 年 3 月 31 日（火）まで（単年度補助）

(6) 申請の手続きについて

事前相談について

- ・令和 6 年 12 月 1 日（日）～12 月 25 日（水）までに事前相談申込を行ってください（右の二次元コードを読み取って申込）。
- ・令和 7 年度から補助金申請前に、必ず**事前相談**が必要になります。
- ・事前相談を受けていない場合は補助金申請を行えません。
- ・申込後、市民活動センターにて、日程調整させていただき、対面又は ZOOM にて、今年度の補助金を得て活動したい内容や、団体の状況などについて 30 分程度お話を伺う予定です。
- ・事前相談申請においてはタブレット・パソコン・スマホ等、インターネットがつながれば使用する機器は問いません。



一次審査会について（書類審査）について

- ・参加は不要です。
審査結果は令和 7 年 3 月第 1 週以降に団体にメールにて、ご連絡します。

二次審査（公開プレゼンテーション）について

- ・審査会：令和 7 年 3 月 30 日（日） ※1 次審査通過団体は、必ず参加が必要です。
- ・1 団体につき公開プレゼンテーション 5 分程度、質疑応答 5 分程度の予定です。
- ・発表資料は、パワーポイント（横向き推奨）で作成をお願いします。枚数は原則 8 枚以内です。
- ・発表資料は令和 7 年 3 月 22 日（土）までに、とよた市民活動センターまで提出ください。（提出方法は対象団体へ連絡します）。
- ・審査は、市民活動促進委員会会長が指名する委員及び委員以外の者 5 名以内で構成された「豊田市民活動促進補助金審査会」で行います。はじめの一步部門のみ、二次審査に市民審査員を選出し審査会と共に審査を行います。
- ・審査会は、事前申込不要で出入り自由です。当日は包括連携協定締結企業等にも参加を呼びかける予定です。

「はじめの一步部門」の市民審査員の選出について

- ・団体の会員から、二次審査発表者とは別の会員を審査員として 1 名選出してください。
- ・市民審査員の投票点は 2 点あり、良いと思った団体に 1 点ずつ投票いただきます。
- ・市民審査員が選出できなかった団体は、二次審査発表者と兼ねることができるとしますが、その場合は、投票点のうち 1 点減点し自団体へは投票できません。
- ・市民審査員は審査会途中での交代はできません。

(7) 審査項目及び審査基準

審査会審査員の審査基準及び評価基準は、下表のとおりです。

審査会の評価は、下表の各審査項目に対し、審査基準及び評価基準を用いて行われます。

審査項目	審査基準	はじめの 一歩 部門	活動継 続部門	新規事 業チャ レンジ 部門
課題認識 (配点：5点)	・団体の活動目的・目標が明確となっている。 ※ 特定の個人や団体の利益、趣味や娯楽が 主目的の活動、会員相互の親睦活動になっ ていないか。	5	5	5
資金 (配点：5点)	・団体の自主的な財源を確保しようとしている。 (会費・参加費等)	5	5	5
継続性 (配点：5点)	・団体の組織的な活動ができる体制（役割、担 い手、会員数等）が整っている。 ・適正な事業計画が作成されている。	5	5	5
組織強化 (配点：5点)	・団体の組織強化への取組が明確になっている。 ・必要な資源（人・モノ・情報）の確保に向けた 方針や、計画が明確である。	市民審査員の得票 点が加算されます	5	5
実現性 (配点：5点)	・新規事業に対する3年または2年後の目的と 目標が明確になっている。 ・新規事業の3か年または2か年計画ができてい る。			5
	合計	15点	20点	25点

・審査項目に対し、下記の評価基準を用いて評価します。

大変良く 当てはまる	良く 当てはまる	当てはまる	まあまあ 当てはまる	ほとんど 当てはまらない
5	4	3	2	1

補助対象基準点

はじめの一歩部門	10点（審査会の評価点と市民審査員の投票点の合計点）
活動継続部門	12点（審査会の評価点）
新規事業チャレンジ部門	15点（審査会の評価点）

- ・補助対象基準点は上表のとおりです。ただし、全ての審査項目が2点以上であることとします。
- ・補助金予算額内において、補助対象基準点に達している団体の上位から順に補助団体を決定します。

(8) 令和 7 年度市民活動促進補助金の流れ

内容	日付	
事前相談申込	令和 6 年 12 月 1 日 (日) ~ 令和 6 年 12 月 25 日 (水)	補助金申請希望団体は、必ず事前相談を行ってください。
申請期間	令和 6 年 12 月 1 日 (日) ~ 令和 7 年 1 月 20 日 (月)	事前相談後に申請方法を案内します。
令和 6 年度補助金交付団体による 成果発表会	令和 7 年 3 月 2 日 (日) 10:30~11:30	見学出入り自由です (二次審査の参考になります)。
一次審査		出席不要です。 令和 7 年 3 月第 1 週以降にメールにて審査結果を通知します。
二次審査資料の提出	令和 7 年 3 月 22 日 (土)	発表資料提出期限です。
二次審査 (公開プレゼンテーション)	令和 7 年 3 月 30 日 (日) 10:30~17:00 (予定)	一次審査通過団体は要出席 「はじめの一步」部門は併せて市民審査員の出席
補助決定日	令和 7 年 4 月 1 日	
補助決定団体説明会	令和 7 年 4 月 5 日 (土) 10:30~11:30	通過団体は補助金の使途方法の説明を行います。必ず出席ください。
補助金支払	令和 7 年 4 月下旬	団体名義の口座が必要
実績報告書提出	事業終了 30 日以内又は 令和 8 年 4 月 10 日の 早い期日	様式等は別途通知
成果発表会	令和 8 年 3 月頃	翌年度申請しない団体のみ

※場所はいずれもとよた市民活動センター

(9) Q&A

Q 1 : 補助率 2 / 3 や 1 / 3 とは、どういう意味ですか？

A 1 : 「補助対象経費の 2 / 3、または 1 / 3 を補助する」ということです。

例えば活動継続部門 1 年目において合計で 30 万円の申請をいただいた場合、補助金は 20 万円、残りの 10 万円は団体の自己負担となります。また、30 万円支出した事実があって初めて 20 万円の補助が認められますので、30 万円分の領収書が必要となります。結果的に実績が 24 万円しかかからなかった場合は、その 2 / 3 の 16 万円に補助金が減額されます。

同様に、活動継続部門 2 年目であれば補助金 10 万円、残りの 20 万円は団体の自己負担となります。

Q 2 : 食糧費とはなんですか？

A 2 : ペットボトルのお茶や水、レストランでの食事やお弁当などは食糧費となり、補助金の対象となりません。

講師への謝礼は対象となりますが、講師の弁当代は対象となりませんのでご注意ください。

Q 3 : 備品の値段がわかるものとはなんですか？

A 3 : 見積書（コピー可）を提出ください。見積書がない場合は、インターネット等で調べた商品の画面を印刷したものを提出ください。

Q 4 : 単年度補助とはなんですか？

A 4 : 申請年度内の対象経費に対する補助です。

各部門とも 2 年ないしは 3 年の補助期間がありますが、毎年申請書をご提出いただき、審査を受けていただく必要があります。二次審査の公開プレゼンテーションでは、前年度の成果発表も含めて行っていただきます。

(10) 特定非営利活動促進法に掲げる分野の市民活動一覧表

分野	活動内容
1	保健、医療又は福祉の推進を図る活動
2	社会教育の推進を図る活動
3	まちづくりの推進を図る活動
4	観光の振興を図る活動
5	農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
6	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
7	環境の保全を図る活動
8	災害救援活動
9	地域安全活動
10	人権擁護又は平和の推進を図る活動
11	国際協力の活動
12	男女共同参画社会の形成の推進を図る活動
13	子どもの健全育成を図る活動
14	情報化社会の発展を図る活動
15	科学技術の振興を図る活動
16	経済活動の活性化を図る活動
17	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
18	消費者の保護を図る活動
19	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
20	前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動



豊田市市民活動促進補助金
ホームページ

お気軽に
ご相談ください



豊田市役所 生涯活躍部 市民活躍支援課 とよた市民活動センター

〒471-0026

豊田市若宮町1丁目57番地1 T-FACE A館9階

TEL 0565-36-1730

E-mail : tec@city.toyota.aichi.jp



とよた市民活動情報サイト

<https://www.toyota-shiminkatsudo.net>

開館時間：火曜日を除く 10：00～18：00